

## 本院での超急性期血栓溶解療法に関して

### ー同意を待たずにtPA治療を行うことがありますー

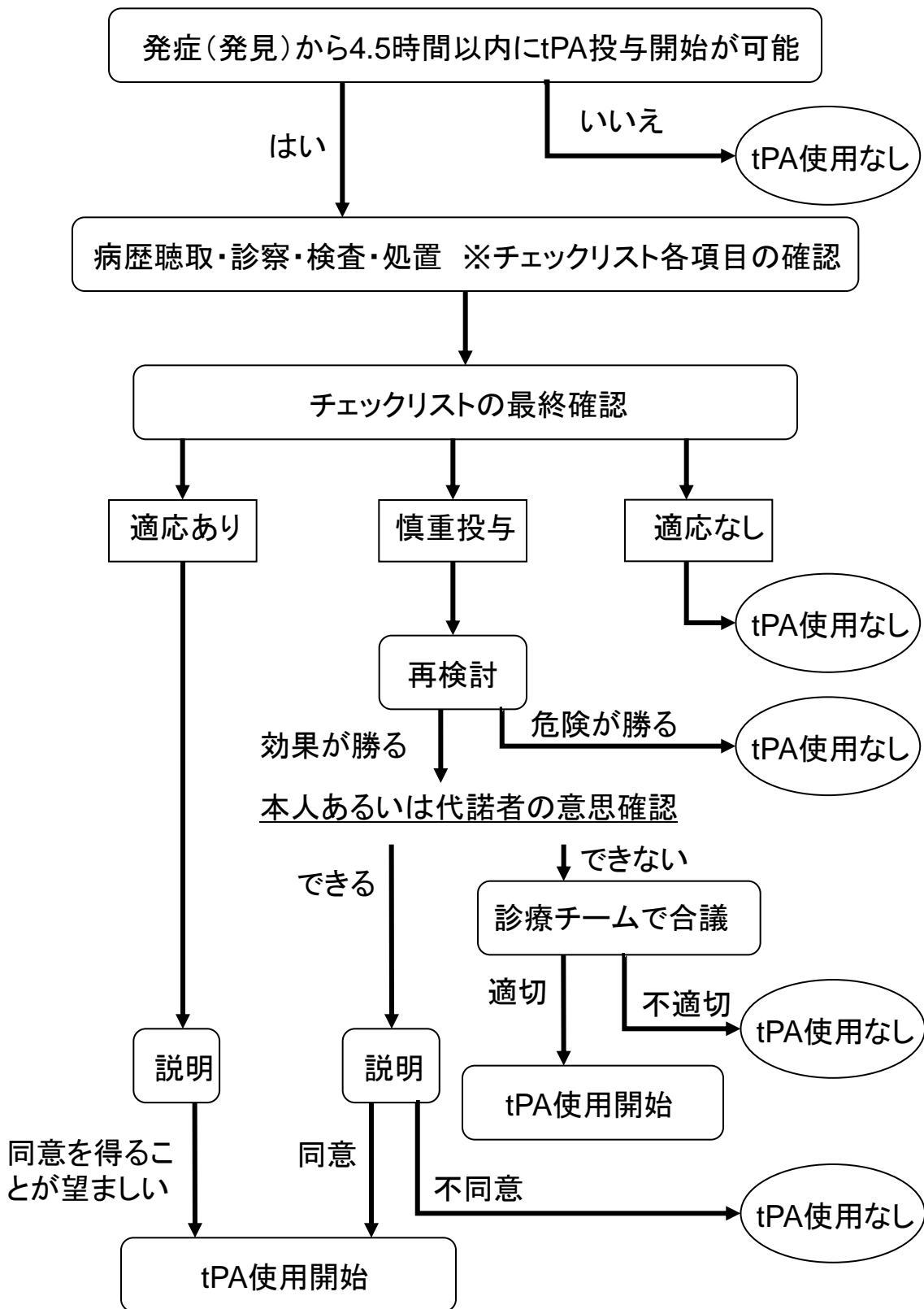
脳梗塞を発症してからまだ間もない時（超急性期）には、血管に詰まったもの（血栓）をtPAという薬で溶かすことにより、脳梗塞の進行をおさえたり、また劇的に症状が改善したりする可能性があります。tPA治療は、早ければ早いほど治療効果が期待でき、また、発症後4.5時間を過ぎれば使用できません。ただし、tPAは血栓を溶かす作用が強いため、出血などの副作用を生じる危険性があります。このため、日本脳卒中学会では、tPAを安全に使用するための厳格なチェックリストを作っており、当院でもこのチェックリストを使用して迅速に適応を決定しています。このチェックにより「適応あり」・「慎重投与」・「適応なし」のいずれかに判定します。

1) 「適応あり」の場合、ご本人あるいは代諾者の方に治療のメリット・デメリットを説明し、同意を得て治療を行うことを原則としていますが、ご本人が十分ご理解できなく（意識障害や認知症などにより）、かつ、代諾者がすぐに見つからない場合があります。このような場合は、同意を待つことなしにtPAを使用することがあります。

2) 「慎重投与」の場合、治療チームでtPA治療したほうがよいか再度検討します。使用したほうがよいと判定した場合は、ご本人あるいは代諾者の方の同意を得てtPAを使用します。この場合も、ご本人が十分ご理解できなく、かつ、代諾者がすぐに見つからないことがあります。そのような場合には、医療チームで再度合議し、「tPAを使用することが、使用しない場合よりも明らかにメリットが大きい」と判断された場合に限り、同意を待つことなしにtPAを使用することがあります。

3) 「適応なし」の場合、tPA治療は行いません。

※以上は、静注血栓溶解(rt-PA)療法適正治療指針 第三版（2019年3月 日本脳卒中学会）に則ったものです。



## 来院からtPA治療開始までの流れ